

<p>受 理 番 号 6</p>	<p>教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願</p>
<p>教 育 福 祉 委 員 会</p>	
<p>提出者 水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 2F 茨城県教職員組合 執行委員長 中山 幸男 外 600 人</p>	<p>1 請願の趣旨 ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。この観点から、2023 年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。</p> <p>請願事項 (1) 中学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。 (2) 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 (3) 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。</p>
<p>紹介議員 佐 藤 三 夫 青 木 俊 一 三 代 勝 也 伊 藤 智 毅</p>	<p>2 請願の理由 学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策の対応も含め、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>昨年度、改正義務標準法が施行され、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に 35 人に引き下げられました。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校での 35 人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには 30 人学級などの実現が不可欠です。</p> <p>厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。</p>
<p>受理 令和 4 年 9 月 2 日</p>	<p>そのためにも教職員の人材確保と、施設設備の充実を図るための財源の確保が必要となります。人材確保は加配教員の拡充や、小学</p>

	<p>校における専科教員の全校への配置とその条件整備を講じ、担当教科や配置学年など拡充を行うことが必要です。施設設備の充実を図るためには、電子黒板の全校全教室への配備や、衛生的な学校生活を送るためにも各校のトイレの状況を早急に調査し、整備を確実にを行うために財源を確保する必要があります。また、教員の多忙状況の改善のためにも、全校に留守番電話を配備活用することが求められています。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備を行うためにも財源確保は不可欠です。</p>
	<p>こうした観点から、政府予算編成において上記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。</p> <p>意見書提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣</p>